

D F と民事訴訟

～ 民訴法の証拠保全を中心に ～

デジタル・フォレンジック・コミュニティ2019 in 関西
2019年2月19日

弁護士 櫻庭 信之

訴訟活動としての デジタル・フォレンジックの目的は？

裁判のメカニズム

判決主文 ← 命題となる事実 ← 証拠の提出（証明⇔反証）

原告勝訴 「被告は原告に対し金1億円支払え。」

原告敗訴 「原告の請求を棄却する。」

民訴法の証拠調べ

書証 作成者が認識や意思を文字等で表現したもの
DF調査報告書、陳述書

検証 裁判官の五感の作用で、事物の性状や現象を知覚・認識
PCの法廷提示
写真(検証が避けられる理由)

人証 証人、原告本人・被告本

DFエンジニア

鑑定 DF専門家

私的鑑定書

送付嘱託・調査嘱託

証拠保全

民訴法の証拠保全

- (1) 証人尋問・本人尋問
- (2) 書証 → 文書提出命令
- (3) 検証 → 検証物提示命令
- (4) 送付嘱託・調査嘱託
- (5) 鑑定

書証（文書提出命令）か、検証（検証物提示命令）か

主文 「・・・を提出せよ」「・・・を提示せよ」

現場で発令

提出命令・提示命令の拒否

本案での不利益事実の推定

過料の制裁

書証 V. 検証

思想と状態の区別

(例：レジストリの配置状態、ログ、タイムライン)

提出義務の免除

大阪高裁平成25年4月5日決定

大阪高裁平成25年7月18日決定

福岡高裁平成20年5月19日決定

仙台高裁平成28年4月20日決定

東京高裁平成26年2月12日決定

東京高裁平成29年6月30日決定

当審で年月日を一部限定したが、依然として、電磁的記録及び関連資料の中から、当該交渉、協議、照会、打合せ等に係るものだけを選別することができる外形的な指標が示されていない。

本件申立の検証を全うしようとするれば、電磁的記録及び関連資料を全て網羅的に検証になる。

その過程では当該交渉、協議、照会、打合せ等とは無関係なものをも何ら選別し得ないままに見分することとなる。

このような網羅的内容の本件申立ては、いわゆる探索的な証拠申出に当たる。証明しようとする事実との関係において検証の目的の特定が実質的にされていない。

DF と民事訴訟

～ 民訴法の証拠保全を中心に ～

デジタル・フォレンジック・コミュニティ2019 in 関西
2019年2月19日

弁護士 櫻庭 信之